

会議名称	24年度第2回杉並区地域自立支援協議会
日時	平成24年10月25日(木)13:30~16:15
場所	区役所西棟8階第9会議室
<p><出席者></p> <p>高山由美子委員(会長)、佐藤弘美委員(副会長)、田中文字子(仮)委員、菊地英治委員、加藤恵愛委員、大和田耕平委員、松浦隆太郎委員、鈴木美佳子委員、望月俊彦委員、笹谷亨江委員、田中直樹委員、岡安容子委員、野崎純委員、春山陽子委員、前木秀規委員、平田愛子委員、坂本敬子委員、島川稜子委員</p> <p><幹事></p> <p>保健福祉部障害者生活支援課長：塩畑まどか 保健福祉部障害者施策課長：武井浩司 保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長：山崎佳子</p> <p><事務局></p> <p>障害者生活支援課 長谷川比呂子 目黒紀美子 障害者施策課 本館睦美、山田隆史 池田恵子</p> <p><欠席></p> <p>小野寺肇委員 星野健事務局</p>	
<p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会挨拶(障害者生活支援課長) 2 会長挨拶(会長より) 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 杉並区の虐待防止に向けた取り組みの進捗状況について (2) シンポジウムの進捗状況について (3) 平成24年度相談支援部会の進捗状況について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三期障害福祉計画について (2) 今後の杉並区の相談支援体制について <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画の進捗状況について ・今後の杉並区の相談支援体制について ・地域相談支援(地域移行・地域定着)について 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> 次回 日程等 6 閉会 	

【配付資料】

- 資料1 障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について
資料2 平成24年度杉並区地域自立支援協議会<シンポジウム>進捗状況
資料3 平成24年度第2回自立支援協議会 相談支援部会の活動報告
資料4-1 杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画平成23年度進捗状況
資料4-2 杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画素案
資料5 杉並区地域自立支援協議会で出された課題一覧
資料6 サービス等利用計画の進捗状況等について
資料7-1 障害者相談支援体制の再構築について
資料7-2 相談支援体制の再構築について
資料7-3 今後の杉並区相談支援体制のイメージ
資料8 地域相談支援をすすめる際の課題整理と提言
参考資料1 「ご存じですか? 障害者虐待」パンフレット
参考資料2 平成24年2月厚生労働省発表資料:障害保健福祉部障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律「相談支援の充実等」より地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)部分抜粋

【内容】

1 開会挨拶(障害者生活支援課長)

省略

2 会長挨拶(会長より)

今回の議題は相談支援体制の件など、まさに自立支援協議会で議論すべき内容になっている。時間的な制約もあるが、十分に議論を行いたい。

3 報告

(1) 杉並区の虐待防止に向けた取り組みの進捗状況について(事務局 池田より報告)

資料1 参考資料1 参照

届け出 12件入っている(電話11件・来所1件)緊急に介入の必要なケースはない

未然防止では関係者間での情報共有が大切。

(2) シンポジウムの進捗状況について(事務局 本館より報告)

資料2 参照

平成25年2月12日(火) 杉並区役所中棟6階第4会議室

基調講演「新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会」

厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援 相談支援専門官 遅塚 昭彦 氏(予定)

杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告

パネルディスカッション「地域における障害者の自立生活(暮らし)を考える」 委員、委員にも協力いただいている。

(3) 平成24年度相談支援部会の進捗状況について(相談支援部会長より報告)

資料3 参照

今年度は虐待をテーマに聖学院大学の助川先生にスーパーバイズをお願いしている。

第2回目は使用者による虐待と養護者による虐待事例

第3回目は虐待の判断が難しい事例

済美養護学校の関戸先生から支援会議についての報告を行った。

児童が中学に進学した場合の社会資源不足が課題として上がった。

< 質 疑 >

Q：放課後活動や、余暇活動、夏休みのニーズについて、さらにプラスとなる施策を展開して欲しい。保護者の負担軽減の面だけでなく、子どもたちの発達の間からも必要。きめ細やかに地域デイから放課後等デイに引き継いでほしい。また、キャリア教育は地域の中で様々な経験をすることも大事と考えている。

A：この4月から法制化された放課後等デイサービスについては実施場所の確保が大きな課題と考えている。担当課としても教育委員会等、各関係部署への働きかけを行っているところである。

4 議 題

(1) 第三期障害福祉計画について

別紙資料4 - 1 説明 (武井課長、塩畑課長)

別紙資料4 - 2 説明 (武井課長、塩畑課長)

別紙資料5 説明 (高山会長)

会長：この計画案への意見については、本来は協議会で時間をとって議論する必要がある。ただ、今回は策定期間の関係などもあるため、これまで協議会の中で出された課題や意見をできるだけ網羅した表を事務局で作成した。これをもって自立支援協議会としての意見としたいと考えている。

< 質 疑 >

Q：推進プラン7・プラン8について

教育の場では障害児が他の子供たちと関わる機会が少なくなっている。せめて、放課後の遊びの部分では一緒に遊べるようになってほしい。障害児がいる環境で育ってきた子どもとそうでない場合では障害者への理解が違う。社会を耕すという意味のある活動だと思う。どんどん外に出て一緒に遊ぶような事業所の提供の仕方も必要。だが、そのためにはスタッフの人数も必要。

移動支援についてもニーズがあるが、土曜日などは希望があっても応えられない。人材の確保のために地域大学の活動に期待したい。

Q：推進プラン1(1)

ピア相談員の充実の中に「人材の発掘や育成に取り組む」とあるが、どこが所管するのか。相談支援事業者だけでなく、区も関わってもらえるのか。

A：ピア相談については、地域相談支援センターと区が連携して実施していく予定。

Q：推進プラン5 推進プラン6（1）

地域活動支援センターについてはきちんと議論して方向性を作ってほしい。福祉ホームとか居住サポートの事業はどのように位置づけられているのか。グループホームの制度が26年度から一本化され、外部ヘルパーの派遣が法的に可能となるが区としてはどう考えるか？ 特例子会社の誘致とあるが就労系事業を行う株式会社の質をどう担保するか？

A： 地域活動支援センターについては議論が必要だと認識している。福祉ホームは今後も計画にはない。居住サポートは相談支援での対応を考えている。グループホームへのヘルパー派遣については内容がわかり次第精査していく。特例子会社を含めた就労施策の推進にあたっては、雇用支援事業団やハローワークなどからきちんと情報を集めて進めていく。

Q：推進プラン2（1） 推進プラン6

「グループホームやケアホーム等を社会福祉法人や NPO 法人と連携して整備」とあるが、具体的な連携の中身を聞きたい。

杉並区は就労のシステムが弱いと感じるが、障害のある方が、地域の中で共に暮らすには商店街実習などはとても良い事業だと思う。チャレンジ雇用の活用など、多様な雇用先の整備ができればよい。

A：グループホームやケアホームの整備のことだが、重度の方については区が土地を用意し法人に設立、運営してもらっている。今年度1か所実施している。重度の人には今後もこのような連携が必要と思っている。

チャレンジ雇用については本人の働きたいという意思を確認しながら一般就労につなげている。保護者の意向などによって本人からの希望が上がらない点もある。

Q：グループホームやケアホームも沢山できてくると、質の問題が出てくる。法人だけにまかせず、質の面でも区が連携して欲しい。

Q：推進プラン3

福祉救済所について平成26年度の目標が27か所とあるが具体的にはどのような場所なのか。

A：現在は10か所あるが、特養ホームが中心でそこに障害者が合致するかは疑問。まずは区立通所施設を福祉救済所にしたうえで、今後は民間の通所施設とも協定を結びたいと考えている。

Q：推進プラン6

就労について、主要な事業の中でそれぞれの項目がどのようにつながっているかが見えにくいと思う。地域と協力することで障害者が地域で活躍できる場ができる。職業評価も実施するだけでなく、その結果を地域につなげていかないと評価が生きてこない。

Q：推進プラン5・プラン4・プラン3

医療的ケアの生徒数が増えてきている中で、通所施設の整備は切実な問題。短期

入所の充実、虐待防止にも関係してくるが、医療的ケアの生徒の受け入れ先が増えることで、家族の支援にもつながる。人工呼吸器の生徒の受け入れについても、できる限り生徒自身が通いたいところに通えるように考えていただきたい。

Q：医療と福祉の連携とあるが、具体的な記載が無いのでは。訪問看護は障害者にとってもベーシックな事業と感じている。健康管理や訪問看護師が個々のケースに対応するのは大事ではないか。

A：訪問看護は直接的な言葉として書かれていないが、例えば、精神の地域移行促進とか、日常生活の支援の訪問系サービスの充実の中、障害児の疾病予防など、全体の中にちりばめられているような形になっている。医療的機関との連携は極めて重要と認識している。

Q：欧米では看護師がキーパーソンとなっている。そこがコアになっているようなシステム作りになっている。コアとなる人は就労や居宅サービス等にも精通している必要がある。もう少し小規模なユニットでのケアが必要ではないか。今後とも、医療保険と障害者自立支援はやはりまったく別の制度か。

事務局 山田：自立支援法と医療保険は別制度との位置づけは変わらないと思われる。自立支援法の制度の関係では、平成 21 年度からケアホームでの医療連携体制加算が制度化された。区内の地域で暮らす医療的ケアの必要な人をどのように支えていくのかは課題。

Q：グループホームの世話人からも「てんかん」や精神症状が激しくなった時の対応について医療的なバックアップが欲しいという意見が出ている。法人の努力だけではできず、制度をつないでいく必要がある。

他に、発達障害の義務教育以降のことがどこにも載っていない。ぜひ計画に乗せてほしい。

全体を通して「今後相談していきたい」との趣旨の回答が多いが、具体的にどのように相談していくのかを示してほしい。

会長：26 年度末の目標で、数値的な到達目標はわかるが、保健福祉計画の特性で、「充実」となっているものが多い。これをどう評価するのかお聞きしたい。

A：保健福祉計画を最初に作った時からの課題。「充実」「拡充」などをどのように評価するかはこれまでも議論があった。結局、なかなか数値化されないものはこのような表現になっているが、よりわかりやすい評価のあり方については課題であると認識している。

(2) 今後の杉並区の相談支援体制について

サービス等利用計画の進捗状況等について

事務局より資料 6 を説明

(説明省略)

- ・区外、都外の 150 名を超える人の計画作成に関してどのように行うかも検討が必要

・計画、モニタリングの評価をどのように実施するのかは、自立支援協議会ともしっかり議論をしながら詰めていきたい。

今後の杉並区の相談支援体制について

事務局より 資料7 - 1 資料7 - 2 資料7 - 3 を説明

(説明省略)

< 質 疑 >

Q：行政の役割を民間に移すという全体の内容はわかったが、サービス等利用計画の作成だけでは特定事業所としての運営が成り立たないことを区としてどのように考えるのか？中立性を担保するためには事業所の独立性の担保のための対策が必要ではないか。

事務局：ご指摘の点は重要と考えている。ただ、中立性の担保については、モニタリング記録票の提出を毎回お願いするなど、実質的に評価していく方向で検討している。

事務局：福祉事務所が担ってきた障害者の相談機能のうち区が直接担う必要がある内容については、今後基幹相談支援センターの係との役割分担の中で調整していく予定。

Q：今後3カ年の間に全員の計画を作るとあったが、どのような意味か？3年間にどのぐらいの量を想定しているのか？

事務局：実際には2,500人位と想定している。手帳所持者全数と比べるとサービスを利用していない人が圧倒的に多いことにはなる。

Q：地域相談支援センターについて、杉並区は広いので3つのエリアに分けると、相談に行くのも訪問も移動に時間がかかる点はある。

ケアプランについて介護保険の例を言えば、ケアプランの質を高めるように仕組みが変更されてきたが、帳票類が大変多くそれがかえってケアマネージャーの時間をとって質が上がったとは言えない部分もある。質を高めるための手法については、検討をしっかりと欲しい。

Q：地域相談支援センターの設置は、国の考え方に基づくものか。本当に民間で障害者の気持ちをわかって支援できるところがあるのか不安である。区独自のものであれば見直してほしい。また、営利を目的としてサービス等利用計画だけをたくさん作って相談の中身が無いということになってはいけないと思うが。

事務局：地域相談支援センターについては、国の制度によるものではない。また、特定相談支援事業所はサービス等利用計画だけを作るのではなく、サービスに関連して、地域資源の活用も含めて様々な相談に乗っていただく。個別給付のみでサービス等利用計画を作成するだけでは、運営面で厳しい面が生じる可能性があることは認識している。これからそのことも考えていきたい。

地域相談支援(地域移行・地域定着)について 資料8の説明

地域移行促進部会 佐藤部会長より資料8 - 2 8 - 3 8 - 4を説明

(説明省略)

- ・精神障害・身体障害・知的障害それぞれに地域移行を進める必要がある。
- ・今回は精神障害の方だけを検討してきたが、知的障害や身体障害の方についても引き続き検討し次回に報告したい。

地域移行促進部会副会長より資料8の説明

- ・地域移行については移行を円滑に進める仕組みと個別給付にのる前の支援をどうカバーするのが焦点となる。
- ・現状と課題では本人の動機づけが一番大切。人も時間もかかる。
- ・半年、一年では退院に結びつかない。
- ・＜提言＞の内容を参照
- ・地域定着については対象者のイメージが抽象的ではっきりしない。
- ・現状では未知の部分が多い。実際にやっていく中で事例を重ねていく必要がある。
- ・様々なケースが考えられるので今後は課題別の検討が必要。

会長：質疑含め意見を求めたいが、ご意見は別途事務局に寄せてほしい。意見を寄せるにあたり、どうしても聞きたいことがあれば事務局へ問い合わせを。

今後の相談支援体制の件でご意見の続きを。

Q：相談事業は当事者と信頼関係を作るまでにエネルギーも時間もかかる。行政と民間の相談支援事業所との信頼関係がないと相談体制の変革はできない。民間は雇用も不安定。十分な時間と議論を尽くしたのか。区民にも相談体制の変革が伝わっているのか。相談体制の充実について区民の視点も大切にしてほしい。また、これまで培った相談支援員の区外への流出を防いでほしいと考えている。

会長：相談支援体制の再編の件については、委員によってはこれまでの情報量も違い、決まったところからのスタートで、戸惑っていると思う。もう始めてしまったからということだけでなく、この間にも多くの課題がすでに見えているところもある。相談体制に責任を持っていくことは自立支援協議会の重要な役割。今後もきちんと議論できる自立支援協議会でありたい。

事務局：相談支援事業所と区との信頼関係については、十分構築できてこなかった面もあると感じている。今後については十分話をして進めたい。

事務局：パブリックコメントについては用紙を用意している。

11月10日の土曜日まで。1階の施策課に窓口がある。

6 その他

2月にシンポジウム、3月に第3回の自立支援協議会を予定している。

7 閉会